

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当宿が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当宿が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当宿に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿に申し出ていただきます。

(1) 宿泊する代表者の氏名、電話番号

(2) 宿泊日及び到着予定時刻、人数、年齢区分(大人、中学生未満、三歳未満)

(3) その他当宿が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあった

ものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当宿が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。なお、承諾は予約時の入金（カード等の決済を含む）を条件にします。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当宿は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求めるされたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 京都府及び京都市の条例・規則の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当宿に申し出て、宿泊契約を解除することができます。各予約サイトや予約時に提示した当宿のキャンセル条項に基づき、当該解除に関する

る費用(キャンセル費用)が発生する場合にはそのキャンセル費用を当宿に支払うものとします。ただし、天災による交通網の遮断等による場合においては、キャンセル費用を免除をいたします。

2. 当宿は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後21時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当宿の契約解除権)

第6条 当宿は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢

力

ロ暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求
められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 京都府及び京都市の条例・規則の規定する場合に該当するとき。

(8) 施設内及び施設近隣でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、近隣に
対する迷惑行為及びその他当宿が定める利用規則の禁止事項(別紙)に従わない
とき。

2. 当宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、必要に応じてキャ
ンセル費用を請求します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当宿のフロントまたは各宿において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国情地及び入国情年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当宿が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当宿の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当宿は、前項の規定にかかわらず、午後12時を限度として客室の延長便用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1)一宿泊団体1時間につき3,000円(税抜)を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当宿内においては、当宿が定めて宿内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第10条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円により、予約時または当宿が請求した場合には、フロント（事務所）において行っていただきます。
3. 当宿が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当宿の責任)

第11条 当宿は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 12 条 当宿は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

(寄託物等の取扱い)

第 13 条 当宿は現金並びに貴重品についてはお預かり致しません。各自の責任においての保管をお願いしております。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 14 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿に到着した場合は、その到着前に当宿が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示

がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後は廃棄または最寄りの警察署に届けます。

(駐車の責任)

第 15 条 宿泊客が当宿の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿の故意又は過失によつて損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 16 条 宿泊客の故意又は過失により当宿が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿に対し、その損害を賠償していただきます。損害賠償の詳細については、各部屋の禁止事項の基準に従います。

別表第 1

別表第1 宿泊料金等の内訳(第10条第1項関係)

内訳

- ① 宿泊料金：各予約サイトに提示されている料金とします。
- ② 食事料金については、その都度説明を行います。
- ③ 各種体験料については、その都度説明を行います。

備考：基本宿泊料は各予約サイトに掲示する料金表によります。